

みんなの自治基本条例 その8

自治基本条例を制定しました！

問い合わせ 地域コミュニティ課（案内線543）

先月号の「第7章市政運営の基本原則」（第21条）に引き続き、「第7章市政運営の基本原則」（第22条）から解説します。



第7章 市政運営の基本原則（行政評価）
第22条 市長等は、市民に対する説明責任を果たし、効果的かつ効果的な市政運営を図るため、行政評価を

解説

3 市長等は、必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。

「行政評価」とは、限られた行政資源（財源、人員等）を最大限に有効活用するため、行政が実施する事業について、「どのような成果があつたか」「当初設定した目標が着実に達成できているか」などの視点から、客観的・多角的に、評価・検証を行うものです。これにより、「事務の改善」「職員の意識改革」「説明責任の向上」が図られます。このようなことから行政評価を市政運営に取り入れるよ



（外部監査）

第23条 市長は、適正で、効果的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて、外部監査契約を締結した地方自治法第252条の28に規定する者（以下「外部監査人」という。）に監査を実施させることができる。

2 有権者は、地方自治法第75条第1項の請求をする場合において、併せて、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて、前項の外部監査人の監査によることを請求することができる。

解説

第1項は、地方自治法第252条の27で定められている「包括外部監査契約」

および「個別外部監査契約」を行うためには条例で定めることが必要とされているため（地方自治法第252条の36第1項第3号、同法第252条の39第1項）、それを定めるものです。

第2項は、有権者が上記のうち「個別監査契約」に基づく外部監査を定めることができることを定めています。なお、請求後の取り扱い（流れ）は、地方自治法第252条の39第3項以下の規定に従うこととなります。

（審議会等）

第24条 市長等は、審議会等（地方自治法第202条の3に規定する附属機関その他これに準ずる機関をいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民からの公募によって選任するものとする。

2 市長等は、前項の公募を行うときは、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めなければならない。

3 市長等は、原則として、審議会等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

解説

第1項では、多様な視点を確保するため、「原則として」市民公募委員を選任すべき旨を規定しています。審議会等は、市政運営における民主性・専門性の確保といった大きな役割を果たしています。諮問事項（テーマ・課題）に関係のある団体の代表や有識者がメンバーに加わるのは、そのためです。しかし、そうしたメンバーだけでは得られない、一般市民の視点もあります。

また、「原則として」とは、法令等により委員の構成に十分配慮すべきことを指します。

この場合において、市民及び専門家等の参画のもとに実施するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、その結果を施策等に適切に反映させるものとする。

3 市長等は、必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。

（パブリック・コメント）

第25条 市長等は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、別に定めるところにより、事前にその案並びに趣旨、目的及び内容等を明確にした資料等を公表し、広く市民等の意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表しなければならない。

解説

パブリック・コメント制度は、さまざまな視点から政策案への意見を求め、政策の質を向上させていく仕組みです。本市では、既にこの仕組みが設けられていますが、その重要性に鑑み、本条文を確率的に規定しています。

第1項では、重要な政策等については、市民の意見を求めることを規定しています。特にポイントとなるのは、「その案並びに趣旨、

目的及び内容を明確にした資料等を公表」という点です。これは、形式だけ意見公募しても意見は出てきにくいこと、有益な意見が出てくるにはその前提としてポイントを明確にした資料等が不可欠であることに鑑みたものです。

第2項では、市民の意見が提出された際には、それを踏まえて政策等を定めていくとともに、提出意見に対して、市としてどのように検討し、また政策に反映させたのかを公表することを定めるものです。

※なお、市ホームページに「太宰府市自治基本条例手引き」（解説）を掲載しています。

